

青森県警察本部事態対処チームの運用による人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応について

(制定：令和4年4月15日少安第18号)

(概要)

この通達は、人身安全関連事案の認知段階から、警察本部と警察署、生活安全部門と刑事部門が一体となった対処体制を迅速に立ち上げ、当該事案の危険性や切迫性等に応じ、検挙・保護・行政・援助措置といった一連の複合的な安全確保対策を的確に講ずることにより、被害の未然防止及び拡大防止を図るために必要な事項が定められています。